## 大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更(奈良市決定) 都市計画三碓五丁目地区計画を次のように変更する (平成15年8月21日変更)

â	3	称 三		碓五丁目地区計画			
位		置	奈良市三碓五丁目及び富雄元町四丁目の各一部				
面		積	約 5. 9 ha				
区域の整備・開発及び保に関する方針	地区計画の目標			れた地区である。	居住宅地が形成され緑豊かな自然環境に恵ま 計画を策定し、適正かつ合理的な土地利用を 竟の確保を図ることを目標とする。		
	土地利用の方針			魅力ある街並みを誘導する。	良好な中低層住宅地の形成を図ることによりすることにより、積極的に緑豊かな環境を創		
	地区の方		)整備	地区施設については、道路及び公園・緑地行うとともに、その機能、環境が損なわない	也等を適正に配置し、開発事業により整備を いよう維持、保全を図る。		
	建築物等の整備の方針			の建ぺい率の最高限度、建築物の容積率の最 面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度 適正な誘導・規制を行う。	成を図るため、建築物の用途の制限、建築物 最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁 度及び建築物等の形態及び意匠の制限を定め 形成を図るため、垣又はさくの構造の制限を		
地区整	地区施設の		路	区画道路(1)幅員10 m区画道路(2)幅員6.5 m区画道路(3)幅員6 m区画道路(4)幅員4 m	延長 約 440m 延長 約 60m 延長 約1,560m 延長 約 30m		
備計	のび 規 模	公	園 • 地	公     園(1)     面積 約3,000㎡       公     園(2)     面積 約 480㎡       緑     地     面積 約2,900㎡			
画	建 :	地区名	<b>名称</b>	A 地 区	B 地 区		
四		区分面	ā積	約0.5ha	約5.4ha		
	1= 3	建途の制	勿限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの(その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以内のもので、2階以下の部分をその用途に供するものを除く。) (2) 公衆浴場 (3) 大学、高等学校、専修学校その他これらに類するもの (4) 病院	次の各号に掲なると は、建築物は、はないのは、 は、建築ではではではではではではではではではではではではではではでででででででででで		

建築物の用途の制限
建築物等に関する事項
地区整備計画

- れらに類するサービス業を営む店舗
- エ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、 家庭電気器具店その他これらに類する サービス業を営む店舗(原動機を使用 する場合にあっては、その出力の合計 が0.75キロワット以下のものに限る。)
- オ 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。)
- カ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他 これらに類する施設
- キ 美術品又は工芸品を製作するための アトリエ又は工房(原動機を使用する 場合にあっては、その出力の合計が0. 75キロワット以下のものに限る。)
- (3) 診療所 (患者の収容施設を持つものを除く。)
- (4) 巡查派出所
- (5) 公衆電話所
- (6) 郵便局で延べ面積が500平方メートル以内 のもの
- (7) 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が600平方メートル以内のもの
- (8) 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所
- (9) 路線バスの停留所の上家
- (10) 別表第1に掲げる施設である建築物
- (11) 前各号の建築物に附属するもの(次のアからオまでに掲げるものを除く。)
  - ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面 積の合計に同一敷地内にある建築物に 附属する自動車車庫の用途に供する工 作物の築造面積(当該築造面積が50平 方メートル以下である場合には、その値を 減じた値)を加えた値が600平方メートル (同一敷地内にある建築物(自動車車 庫の用途に供する部分を除く。)の延 べ面積の合計が600平方メートル以下の場 合においては、当該延べ面積の合計) を超えるもの
  - イ 総合的設計による一団地の建築物に 附属する自動車車庫で次の(ア)又は (イ)のいずれかに該当するもの
    - (ア) 自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が 2,000平方/-トルを超えるもの
    - (イ) 自動車車庫の床面積の合計に同一団地内にある建築物に附属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該団地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が、当該団地内の敷地ごとにアの規定に

1 1.1	l <del></del> -	7.5 <i>fer</i> 4	ı	
区整備計画業物等に関する事	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限		より算定される自動車車庫の床面 積の合計の上限の値を合算した値を超えるの ウ 自動車車で2階以上の部分にある 自動車車を含計が15平方と超える を
		建築物の建 ペい率の最 高限度	50パーセント	50パーセント ただし、第一種低層住居専用地域内を除 く。
		建築物の容 積率の最高 限度		80パーセント ただし、第一種低層住居専用地域内を除 く。
		建築物の敷 地面積の最 低限度		165平方メートル ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地 については、この限りでない。 (1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 近隣に居住する者の利用に供する公園 に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家 (5) 別表第1に掲げる施設である建築物
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、2.0メートル以上とすること。 ただし、建築物に附属する電気室、自転車置場、物置その他これに類する建築物においてはこの限りでない。	から敷地境界線までの距離は、1.0メートル以上とする。 ただし、この距離の限度に満たない距離
		建築物の高 さの最高限 度		建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるもの以下とする。 (1) 10メートル (2) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メート
地	建	建築物の高 さの最高限 度		ルを加えたもの。 ただし、北側の前面道路の反対側に水 面、線路敷その他これらに類するものが ある場合又は建築物の敷地が北側で水 面、線路敷その他これらに類するものに 接する隣地境界線は、当該水面、線路敷

区整備計画築物等に関する事		その他これらに類するものの幅の2分の 1だけ外側にあるものとみなす。また、 建築物の敷地の地盤面が北側の隣地(北 側に前面道路がある場合においては、当 該前面道路の反対側の隣接地をいう。以 下同じ。)の地盤面(隣地に建築物がな い場合においては、当該隣地の平均地表 面をいう。)より1メートル以上低い場 合においては、その建築物の敷地の地盤 面は、当該高低差から1メートルを減じ たものの2分の1だけ高い位置にあるも
	建築物の形態又はの制限	のとみなす。  (1) 建築物の屋根の形態は、勾配屋根を基調とする。 (2) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、茶系統又はグレー系統の色を基調としたものとする。  道路に面する部分に設置することができる垣又はさくの構造は、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、地盤面からの高さが60センチメートル以下の腰積みは併設することができる。 (1) 生垣 (2) 透視可能なフェンス等で、フェンス等の周辺に十分な植栽を施したもの。

区域、地区の細分化及び地区施設の配置は計画図表示のとおり。

## 別表第1

- 1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信交換所又は電報業務取扱所でこれらの執務の用に供する部分の床面積の合計が700平方メートル以内のもの
- 2) 電気事業法(昭和39年法律第 170号)第2条第1項第9号に規定する電気事業の用に供する開閉所又は変電所(電圧17万ボルト未満で、かつ容量90万キロボルトアンペア未満のものに限る。)
- 3) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第1項に規定する一般ガス事業又は同条第3項に規定する簡易ガス事業の用に供するバルブステーション、ガバナーステーション又は特定ガス発生設備(液化ガスの貯蔵量又は処理量が3.5トン以下のものに限る。)
- 4) 水道法(昭和32年法律第 177号)第3条第2項に規定する水道事業の用に供するポンプ施設(給水能力が毎分6立方メートル以下のものに限る。)
- 5) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する合流式のポンプ施設(排水能力が毎秒2.5立方メートル以下のものに限る。)又は分流式のポンプ施設(排水能力が毎秒1立方メートル以下のものに限る。)
- 6) 都市高速鉄道の用に供する停車場若しくは停留所(これらの執務の用に供する部分の床面 積の合計が200平方メートル以内のものに限る。)、開閉所又は変電所(電圧12万ボルト未 満で、かつ、容量4万キロボルトアンペア未満のものに限る。)

<u> </u>				
		危 険	物	数  量
火薬類取	火薬			20キログラム
締法	爆薬			
(昭和25	工業雷管	<b>金、電気雷管</b>	及び信号雷管	
年法律第	銃用雷管			30,000個
149号)	・ <u> </u>			2,000個
に定める	信管及び火管			2, 000 m
火薬類	導爆線	, , , <sub>1</sub>		
八杰 根   (玩具煙	<del>尊                                    </del>			1キロメートル
火を除	電気導り	人名		17 17
く。)		T+ //	ひょうじゅ 山	25キログラム
<b>\</b> • )		「、信号火箭及び煙火 )火薬又は爆薬を使用した火エ品		当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量
	ての他の	ノス条又は爆	条を使用した火工品	
				に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの
				限度による。
				45-51
マッチ				15マッチトン
圧縮ガス				350立方メートル
液化ガス				3. 5トン
可燃性ガス		Г	T	35立方メートル
消防法	第一類		第一種酸化性固体	50キログラム
(昭和23			第二種酸化性固体	300キログラム
年法律第			第三種酸化性固体	1,000キログラム
186号)	第二類	硫化りん		100キログラム
第2条第		赤りん		100キログラム
7項に規		硫黄		100キログラム
定する危			第一種可燃性固体	100キログラム
険物		鉄粉		500キログラム
			第二種可燃性固体	500キログラム
		引火性固体		1,000キログラム
	第三類	カリウム		10キログラム
		ナトリウム		10キログラム
		アルキルアルミニウム		10キログラム
		アルキルリチウム		10キログラム
			第一種自然発火性物	10キログラム
			質及び禁水性物質	
		黄りん		20キログラム
			第二種自然発火性物	50キログラム
			質及び禁水性物質	
			第三種自然発火性物	300キログラム
			質及び禁水性物質	
	第四類	特殊引火物		50リットル
		第一石油類	非水溶性液体	1,000リットル
			水溶性液体	2,000リットル
		アルコール類		400リットル
		第二石油類	非水溶性液体	5,000リットル
			水溶性液体	10,000リットル
		第三石油類	非水溶性液体	10,000リットル
			水溶性液体	20,000リットル
		第四石油類	2.10.10.0011	30,000リットル
		動植物油類		10,000リットル
	第五類	一つに10円次	第一種自己反応性物	10キログラム
	7. <del>1.</del> 75		質	
			<u> </u>	100キログラム
			第二性日乙及心任物	
	第六類		것	300キロガニル
	カハ規			300キログラム

- 1 この表において、圧縮ガス及び可燃性ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。
- 2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。
- 3 この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令 (昭和34年政令第306号)別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性 質欄に掲げる性状による区分とする。
- 4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に定める危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。



